

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 2 号

令和 7 年 2 月 1 2 日

大阪拘置所長 和田 浩 史

「大阪拘置所懲罰手続規程の制定について」の一部改正について

平成 2 5 年 5 月 1 6 日付け達示第 3 7 号「「大阪拘置所懲罰手続規程」の制定について」
の一部を別表のとおり改正し、即時施行する。

別表

(下線部分が改正部分)

改正後	現行
(根拠) 第 2 条 被収容者等被収容者等に懲罰を科す場合の手続は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号。<u>(削る)</u>)、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成 18 年法務省令第 57 号。<u>(削る)</u>)、被収容者の懲罰に関する訓令(平成 19 年法務省矯成訓第 3351 号大臣訓令。以下「訓令」という。)及び <u>(加える) 平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3352 号矯正局長依命通達、「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」</u><u>((削る))</u> 以下「依命通達」という。)によるほか、この規程によるも	(根拠) 第 2 条 被収容者等被収容者等に懲罰を科す場合の手続は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号。<u>以下「法」という。</u>)、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成 18 年法務省令第 57 号。<u>以下「規則」という。</u>)、被収容者の懲罰に関する訓令(平成 19 年法務省矯成訓第 3351 号大臣訓令。以下「訓令」という。)及び <u>(加える)「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」</u><u>((削る) 平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3352 号矯正局長依命通達。以下「依命通達」という。)</u>による

のとする。

(反則行為の報告)

第 3 条 被収容者等、労役場留置者又は監置場留置者(以下「被収容者等」という。)が反則行為をした疑いがある場合には、その旨を速やかに当該被収容者等の処遇を担当する統括矯正処遇官又は監督当直者 (以下「処遇統括等」という。)に口頭で報告した上、別紙様式による報告書をもって、所長に報告するものとする。

(視察表による報告等)

第 4 条 前条により報告を受けた処遇統括等は、視察表により

ほか、この規程によるものとする。

(反則行為の報告)

第 3 条 被収容者等 (加える) が反則行為をした疑いがある場合には、その旨を速やかに当該被収容者 (加える) の処遇を担当する統括矯正処遇官又は監督当直者 (加える) に口頭で報告した上、別紙様式による報告書をもって、所長に報告するものとする。

(視察表による報告等)

第 4 条 前条により報告を受けた処遇統括又は監督当直者は、

所長に報告するとともに、調査に付すことについて、その承認を得るものとする。

ただし、監督当直時間中においては、特に必要と認められる場合を除き、所長の承認を得ることなく調査に付して差し支えない。

(調査のための単独室収容)

第 5 条 処遇統括等は、(削る) 反則容疑者 (削る) が次の各号のいずれかに該当し、かつ、相当であると認められる場合には、前条の視察表により所長に報告し、その承認を受けた後、速やかに次項に定める措置を執るものとする。

視察表により所長に報告するとともに、調査に付すことについて、その承認を得るものとする。

ただし、休庁中及び執務時間外においては、特に必要と認められる場合を除き、所長の承認を得ることなく調査に付して差し支えない。

(調査のための単独室収容)

第 5 条 処遇統括等は、反則行為をした疑いのある被収容者 (以下「反則容疑者」という。) が次の各号のいずれかに該当し、かつ、相当であると認められる場合には、前条の視察表により所長に報告し、その承認を受けた後、速やかに次項に定める措置を執るものとする。

(1) 反則行為の証拠を隠滅するおそれがあるとき (2) 他の被収容者と接触させることにより反則行為の調査に支障を生じるおそれがあるとき (3) 懲罰を科することの適否を決定するまでの間に他の被収容者と接触することにより、施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき 2 反則容疑者が、受刑者（労役場留置者を含む。以下同じ。）である場合は、調査のため<u>昼夜居室処遇</u>を行うものとし、また、受刑者以外の共同室収容中の被収容者である場合は、単独室に収容するものとする。 (調査の告知)	(1) 反則行為の証拠を隠滅するおそれがあるとき (2) 他の被収容者と接触させることにより反則行為の調査に支障を生じるおそれがあるとき (3) 懲罰を科することの適否を決定するまでの間に他の被収容者と接触することにより、施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき 2 反則容疑者が、受刑者（労役場留置者を含む。以下同じ。）である場合は、調査のため<u>隔離</u>とし、また、受刑者以外の共同室収容中の被収容者である場合は、単独室に収容するものとする。 (調査の告知)
---	--

第 6 条 第 4 条の規定により被収容者を調査に付した場合には、副看守長以上の階級にある職員をして、反則容疑者に対し、当該反則行為の疑いについて調査を行う旨を速やかに告知するものとする。

2 (略)

3 前 2 項において、特に受刑者を調査のため隔離した場合に
は、その旨を告知するものとする。

4 第 1 項の規定により調査を行う旨を告知した職員は、第 4 条に規定する視察表の末尾に告知日時を記載して、署名又は
記名押印するものとする。

(調査担当者)

第 6 条 第 4 条の規定により被収容者を調査に付した場合には、副看守長以上の(加える)職員をして、反則容疑者に対し、当該反則行為の疑いについて調査を行う旨を速やかに告知するものとする。

2 (略)

3 (加える)

3 第 1 項の規定により調査を行う旨を告知した職員は、第 4 条に規定する視察表の末尾に告知日時を記載して、署名(加える)押印するものとする。

(調査担当者)

第 7 条 調査担当者は、処遇統括が指名した職員とし、反則容
疑者又は参考人（以下「反則容疑者等」という。）に対する
取調べを行うものとする。

（調査の開始）

第 8 条 1（略）

2 反則容疑者が複数の反則行為をし、又は調査中に新たな反
則行為をした疑いがある場合には、その内容や件数等の事情
を考慮し、相当でないと認められる場合を除き、並行して調
査を行うものとする。

3 （削る）調査の結果、当初の反則容疑行為名や該当する当
初の遵守事項を変更することが相当である場合については

第 7 条 調査を担当する職員（以下「調査担当者」という。）

は、処遇統括が指名した職員とし、反則容疑者（加える）に
対する事情聴取等を行うものとする。

（調査の開始）

第 8 条 1（略）

2 被収容者等が複数の反則行為をし、又は調査中に新たな反
則行為をした疑いがある場合には、その内容や件数等の事情
を考慮し、相当でないと認められる場合を除き、並行して調
査を行うものとする。

3 処遇統括は、調査の結果、（加える）反則容疑行為名や該
当する（加える）遵守事項について、変更することが相当で

別に定める。

(調査の期間)

第 9 条 調査の期間は、第 6 条に基づく告知の日から 2 週間
(削る) とする。

2 複数の容疑事実の調査を並行して行う場合において、第 6
条の告知の日が異なるときは、最後に告知を行った日から 2
週間 (削る) とする。

3 処遇統括は、反則行為の内容や関連者数、その他の事情を
勘案して前項の調査の期間内に調査を終えることが困難と
認める場合は、あらかじめ視察表をもって所長の承認を経た

ある場合、視察表により所長の承認を経た後、第 6 条の規定
に準じてその旨告知するものとする。

(調査の期限)

第 9 条 調査の期限は、第 6 条に基づく告知の日から 2 週間経
過した日とする。

2 複数の容疑事実の調査を並行して行う場合において、第 6
条の告知の日が異なるときは、最後に告知を行った日から 2
週間 を経過した日を調査の期限とする。

3 処遇統括は、反則行為の内容や関連者数、その他の事情を
勘案して前項の調査の期限内に調査を終えることが困難と
認める場合は、あらかじめ視察表をもって所長の承認を経た

上で、調査の<u>期間</u>を更に 2 週間に限り延長することができるものとする。 4 反則容疑者について、病状が重いこと、保護室収容中であること、閉居罰執行中であることその他事実上調査ができない事由のある場合には、視察表をもって所長の承認を経た上で、当該事由の<u>ある日</u>について、調査の<u>期間</u>に算入しないものとする。 (供述の録取等) 第 10 条 調査担当者は、反則容疑者等から供述を録取する場合には、特段の支障がない限り、面接室又はこれに準じた場所で行うものとする。<u>(削る)</u>	上で、調査の<u>期限</u>を更に 2 週間に限り延長することができるものとする。 4 反則容疑者について、病状が重いこと、保護室収容中であること、閉居罰執行中であることその他事実上調査ができない事由のある場合には、視察表をもって所長の承認を経た上で、当該事由が<u>継続する期間</u>について、調査の<u>期限</u>を<u>延長して差し支えない</u>ものとする。 (供述の録取等) 第 10 条 調査担当者は、反則容疑者等から供述を録取する場合には、特段の支障がない限り、面接室又はこれに準じた場所で行うものとする。<u>ただし、反則容疑者等が休養中である</u>
---	---

2 (略) (調査終了後の措置) 第 1 2 条 処遇統括は、調査の結果、反則行為が認められない 場合や、反則行為の内容が軽微で、かつ、反則容疑者に反省 の情が顕著に認められる等の事情により、懲罰（国庫帰属処 分等を含む。以下同じ。）を科さないことが相当と認められ る場合には、その旨を視察表により所長に報告し、その承認 を得た上で、<u>その旨を</u>反則容疑者に告知するものとする。 2 前項の告知は、副看守長等が速やかに行 <u>削る</u> うものと	<u>場合には、医師の了承を得た上で居室において行うことがで きる。</u> 2 (略) (調査終了後の措置) 第 1 2 条 処遇統括は、調査の結果、反則行為が認められない 場合や、反則行為の内容が軽微で、かつ、反則容疑者に反省 の情が顕著に認められる等の事情により、懲罰（国庫帰属処 分等を含む。以下同じ。）を科さないことが相当と認められ る場合には、その旨を視察表により所長に報告し、その承認 を得た上で、<u>(加える)</u> 反則容疑者に告知するものとする。 2 前項の告知は、副看守長以上の職員が速やかに行 <u>い、前項</u>
--	---

する。 (懲罰の告知等) 第 18 条 1～2 (略) 3 前 2 項の告知は、処遇統括が<u>決定の翌日</u> (その日が休日に当たるときは、<u>休日の翌日</u>) までに、行うものとする。ただし、反則容疑者が保護室に収容中である場合その他告知することができないやむを得ない事情が認められるときには、当該事情がなくなった日 <u>(その日が休日に当たるときは、休日の翌日)</u> に告知するものとする。 (健康状態の確認)	<u>の視察表にその日時を記載して署名押印するものとする。</u> (懲罰の告知等) 第 18 条 1～2 (略) 3 前 2 項の告知は、処遇統括が<u>速やかに行うものとする</u>。ただし、反則容疑者が保護室に収容中である場合その他告知することができないやむを得ない事情が認められるときには、当該事情がなくなった日 <u>(加える)</u> に告知するものとする。 (健康状態の確認)
---	--

第 19 条 医師は、閉居罰の執行に当たり、当該反則容疑者の診療録の精査及び担当する看護師又は准看護師の報告等により、また、必要に応じて診察した上で、その健康状態を確認し、執行に差し支えがあると認められる場合には、その旨を議長に通知するものとする。

(懲罰の執行終了)

第 20 条 懲罰の執行終了に当たっては、処遇統括等及び主任矯正処遇官又は副監督当直者がその旨を当該被収容者に告知するものとする。

(懲罰執行の延期及び再開)

第 19 条 医師は、閉居罰の執行に当たり、当該反則容疑者の診療録の精査及び担当する(加える) 准看護師の報告等により、また、必要に応じて診察した上で、その健康状態を確認し、執行に差し支えがあると認められる場合には、その旨を議長に通知するものとする。

(懲罰の執行終了)

第 20 条 懲罰の執行終了に当たっては、処遇統括等がその旨を当該被収容者に告知するものとする。

(懲罰執行の延期及び再開)

第 2 1 条 (略) 2 懲罰の執行後、<u>次に掲げる理由で懲罰の執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除する場合も前項と同様とする。ただし、監督当直時間中においては、特に必要と認められる場合、所長の承認を得ることなく監督当直者が判断して差し支えない。</u> <u>(1) 重篤な疾病等で病状が重いとき</u> <u>(2) 保護室へ収容したとき</u> <u>(3) 反省の情が著しい場合その他相当の理由があるとき</u> 3 処遇統括等は、第 1 項により延期していた懲罰の執行を再開することが相当と思料する場合は、あらかじめ視察表をも	第 2 1 条 (略) 2 懲罰の執行後、<u>反省の情が著しい等の理由で残る理由で残る懲罰を免除する場合、保護室への収容、重篤な疾病等により懲罰を停止する場合も前項と同様とする。(加える)</u> <u>(1) ～ (3) (加える)</u> 3 処遇統括<u>(加える)</u>は、第 1 項により延期していた懲罰の執行を再開することが相当と思料する場合は、あらかじめ視
--	---

って所長に報告し、その承認を得た上で、懲罰の執行を再開するものとする。 4 懲罰の執行延期、免除は、<u>処遇統括等及び主任矯正処遇官又は副監督当直者</u>がその旨を<u>懲罰を科されている被収容者</u>に告知するものとする。	察表をもって所長に報告し、その承認を得た上で、懲罰の執行を再開するものとする。 4 懲罰の執行延期、免除は、<u>処遇統括又は監督当直者</u>がその旨を<u>反則容疑者</u>に告知する<u>ものとし、告知した者は、第 1 項から第 3 項までの視察表に、告知日を記載し、署名押印するものとする。</u>
---	---

達 示 第 3 7 号

平成 2 5 年 5 月 1 6 日

(一部改正 令和 7 年 2 月 1 2 日)

大阪拘置所長 伊 藤 久

大阪拘置所懲罰手続規程の制定について

標記について別紙のとおり定め、平成 2 5 年 5 月 1 6 日より実施する。

なお、平成 2 3 年 6 月 8 日付け達示第 1 0 号「大阪拘置所懲罰手続規程の制定について」は廃止する。

別 紙

大阪拘置所懲罰手続規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪拘置所における被収容者等に懲罰を科す手続を定め、その適正な実施を期することを目的とする。

(根拠)

第 2 条 被収容者等に懲罰を科す場合の手続は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）、被収容者の懲罰に関する訓令（平成 19 年法務省矯成訓第 3351 号大臣訓令。以下「訓令」という。）及び平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3352 号矯正局長依命通達「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」（以下「依命通達」という。）によるほか、この規程によるものとする。

(反則行為の報告)

第 3 条 被収容者等が反則行為をした疑いがある場合には、その旨を速やかに当該被収容者等の処遇を担当する統括矯正処遇官（以下「処遇統括」という。）又は監督当直者（以下「処遇統括等」という。）に口頭で報告した上、別紙様式による報告書をもって、所長に報告するものとする。

(視察表による報告等)

第 4 条 前条により報告を受けた処遇統括等は、視察表により所長に報告するとともに、調査に付すことについて、その承認を得るものとする。

ただし、監督当直時間中においては、特に必要と認められる場合を除き、所長の承認を得ることなく調査に付して差し支えない。

(調査のための単独室収容)

第 5 条 処遇統括等は、反則容疑者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、相当であると認められる場合には、前条の視察表により所長に報告し、その承認を受けた後、速やかに次項に定める措置を執るものとする。

(1) 反則行為の証拠を隠滅するおそれがあるとき

(2) 他の被収容者と接触させることにより反則行為の調査に支障を生じるおそれがあるとき

(3) 懲罰を科することの適否を決定するまでの間に他の被収容者と接触することにより、施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき

2 反則容疑者が、受刑者（労役場留置者を含む。以下同じ。）である場合は、調査のため昼夜居室処遇を行うものとし、また、受刑者以外の共同室収容中の被収容者である場合は、単独室に収容するものとする。

(調査の告知)

第 6 条 第 4 条の規定により被収容者を調査に付した場合には、副看守長以上の階級にある職員をして、反則容疑者に対し、当該反則行為の疑いについて調査を行う旨を速やかに告知するものとする。

- 2 反則容疑者について、新たに反則行為をした疑いが生じた場合には、その都度、前項の規定による告知を行うものとする。
- 3 前 2 項において、特に受刑者を調査のため隔離し、若しくは隔離の期間を延長した場合には、その旨を告知するものとする。
- 4 前各項の規定により調査を行う旨等を告知した職員は、第 4 条に規定する視察表の末尾に告知日時を記載して、署名又は記名押印するものとする。

(調査担当者)

第 7 条 調査担当者は、処遇統括が指名した職員とし、反則容疑者又は参考人（以下「反則容疑者等」という。）に対する取調べ等を行うものとする。

(調査の開始)

第 8 条 調査担当者は、反則行為の内容やその動機、反省の情等、懲罰の決定に必要と認められる事項について調査を行うものとする。

- 2 反則容疑者が複数の反則行為をし、又は調査中に新たな反則行為をした疑いがある場合には、その内容や件数等の事情を考慮し、相当でないと認められる場合を除き、並行して調査を行うものとする。
- 3 調査の結果、当初の反則容疑行為名や該当する当初の遵守事項を変更することが相当である場合については別に定める。

(調査の期間)

第 9 条 調査の期間は、第 6 条に基づく告知の日から 2 週間とする。

- 2 複数の容疑事実の調査を並行して行う場合において、第 6 条の告知の日が異なるときは、最後に告知を行った日から 2 週間とする。
- 3 処遇統括は、反則行為の内容や関連者数、その他の事情を勘案して前項の調査の期間内に調査を終えることが困難と認める場合は、あらかじめ視察表をもって所長の承認を経た上で、調査の期間を更に 2 週間に限り延長することができるものとする。
- 4 反則容疑者について、病状が重いこと、保護室収容中であること、閉居罰執行中であることその他事実上調査ができない事由のある場合には、視察表をもって所長の承認を経た上で、当該事由のある日について、調査の期間に算入しないものとする。

(供述の録取等)

第 10 条 調査担当者は、反則容疑者等から供述を録取する場合には、特段の支障がない限り、面接室又はこれに準じた場所で行うものとする。

- 2 調査担当者は、休庁中及び執務時間外に供述の録取を行う場合は、あらかじめ首

席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）の了承を得た上で行わなければならない。

（調査終了時の報告）

第 1 1 条 調査担当者は、調査を終了した場合には、速やかにその結果を処遇首席及び処遇統括に報告するものとする。

2 処遇首席又は処遇統括は、前項の調査結果を精査し、更に調査を要すると認めた場合には、必要な事項について、調査担当者に指示しなければならない。

（調査終了後の措置）

第 1 2 条 処遇統括は、調査の結果、反則行為が認められない場合や、反則行為の内容が軽微で、かつ、反則容疑者に反省の情が顕著に認められる等の事情により、懲罰（国庫帰属処分等を含む。以下同じ。）を科さないことが相当と認められる場合には、その旨を視察表により所長に報告し、その承認を得た上で、その旨を反則容疑者に通知するものとする。

2 前項の告知は、副看守長以上の職員が速やかに行うものとする。

（懲罰審査会の開催）

第 1 3 条 処遇首席は、調査の結果、反則容疑者に懲罰を科すことが相当と思料する場合は、その旨を所長に報告し、反則容疑者を懲罰審査会に付議することについて承認を得るものとする。

（懲罰審査会の構成）

第 1 4 条 懲罰審査会の委員（以下「委員」という。）は、処遇部長、処遇首席、次席矯正処遇官、処遇統括のほか、首席矯正処遇官（指導担当）、首席矯正処遇官（分類担当）、統括矯正処遇官（指導担当）、統括矯正処遇官（保護担当）とし、懲罰審査会は、委員 5 人以上の出席をもって開催するものとする。

2 懲罰審査会の議長（以下「議長」という。）は、処遇部長とする。ただし、処遇部長が不在等により議長の任務を行うことができない場合は、総務部長とする。

3 議長は、委員が反則行為の被害者である場合等、委員として審査に関与することが不相当と認められる事由があるときは、当該反則行為の審査について、当該委員を出席させないものとする。

4 所長は、必要と認める場合には、第 1 項に定める職員であっても、主任矯正処遇官以上の職員の中から委員を指名することができる。

（補佐人の指名等）

第 1 5 条 補佐人は、統括矯正処遇官（教育担当）又は主任矯正処遇官（教育担当）とし、不在等によりこの職員が補佐人の任務を行えない場合は、所長が別に指名する。

2 補佐人は、反則容疑者を補佐する立場として、懲罰審査会の開催前までに反則容疑者との面接を行うなどし、反則容疑者を補佐するために必要な情報を収集するものとする。

(懲罰審査会の開催通知)

第 16 条 処遇統括は、あらかじめ議長の承認を得た上で、懲罰審査会を開催する日の前日までに、反則容疑者に対し、訓令に規定する通知書をもって、懲罰審査会の開催日時及び容疑事実を通知するものとする。ただし、釈放予定日の前日に発生した反則行為等、やむを得ない事情のある場合は、当日、懲罰審査会に先立ち通知して差し支えない。

(懲罰審査会の開催等)

第 17 条 議長は、懲罰審査会の開催日時を決定し、所長に報告の上、委員及び補佐人にこれを通知しなければならない。

2 反則容疑者には、懲罰審査会において、口頭による弁解の機会を与えるものとする。ただし、反則容疑者が、懲罰審査会への出席を希望しない場合や、出席できない事情のある場合は、訓令及び依命通達に基づき、弁解書の提出を求めるものとする（弁解書の提出に応じない反則容疑者に対しては、補佐人が弁解録取書を作成する。）。

3 委員は、反則容疑者の弁解及び補佐人の意見を聴取した後、容疑事実の認定並びに懲罰（国庫帰属処分を含む。）を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について、意見を述べるものとする。

4 議長は、前項の意見を取りまとめ、容疑事実の認定並びに懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について、懲罰表等により所長に報告しなければならない。

(懲罰の告知等)

第 18 条 懲罰を科さないことを決定した場合には、反則容疑者に対し、速やかにその旨を告知するものとする。

2 懲罰を科すことを決定した場合には、反則容疑者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、その執行を延期すべき特段の事情があるときを除き、直ちにこれを執行するものとする。

3 前 2 項の告知は、処遇統括が決定の翌日（その日が休日に当たるときは、休日の翌日）までに、行うものとする。ただし、反則容疑者が保護室に収容中である場合その他告知することができないやむを得ない事情が認められるときには、当該事情がなくなった日（その日が休日に当たるときは、休日の翌日）に告知するものとする。

(健康状態の確認)

第 19 条 医師は、閉居罰の執行に当たり、当該反則容疑者の診療録の精査及び担当する看護師又は准看護師の報告等により、また、必要に応じて診察した上で、その健康状態を確認し、執行に差し支えがあると認められる場合には、その旨を議長に通知するものとする。

(懲罰の執行終了)

第 20 条 懲罰の執行終了に当たっては、処遇統括等及び主任矯正処遇官又は副監督当直者がその旨を当該被収容者に告知するものとする。

(懲罰執行の延期及び再開)

第 21 条 処遇統括は、第 18 条第 2 項の決定があった反則容疑者について、反省の情が著しい場合その他相当の理由があると思料されるときには、視察表をもって所長に報告し、その承認を得た上で、懲罰の執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができるものとする。

2 懲罰の執行後、次に掲げる理由で懲罰の執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除する場合も前項と同様とする。ただし、監督当直時間中においては、特に必要と認められる場合を除き、所長の承認を得ることなく監督当直者が延期して差し支えない。

(1) 重篤な疾病等で病状が重いとき

(2) 保護室へ収容したとき

(3) 反省の情が著しい場合その他相当の理由があるとき

3 処遇統括等は、第 1 項により延期していた懲罰の執行を再開することが相当と思料する場合は、あらかじめ視察表をもって所長に報告し、その承認を得た上で、懲罰の執行を再開するものとする。

ただし、監督当直時間中においては、所長の承認を得ることなく監督当直者が懲罰の執行を再開して差し支えない。

4 懲罰の執行延期、免除は、処遇統括等及び主任矯正処遇官又は副監督当直者がその旨を懲罰を科されている被収容者に告知するものとする。

(懲罰の執行不能)

第 22 条 懲罰執行中の者について、釈放になった等の事情が生じたときは、その旨を記載した視察表により所長に報告するものとする。

(支所)

第 23 条 支所における懲罰手続規程は、別に定めるものとする。